

平成27年度 教育委員会 第23回定例会 議案

1 日 時 平成28年3月7日(月) 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第42号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定 …… 1

第43号議案 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針の策定 …… 9

<非>第44号議案 静岡県銃砲刀剣類登録審査委員の任命 …… 非

<非>第45号議案 平成27年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 42 号議案

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 7 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 42 号議案 概要>

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定

1 改正の理由

へき地教育振興法施行規則第 13 条に基づき、へき地学校等の指定の見直しを行うため

2 改正の内容

現行、静岡県へき地手当支給規則に定められているへき地学校等は、へき地教育振興法施行規則に則り実施した平成 21 年度の調査を基に、平成 22 年 4 月 1 日に指定されたものである。

同施行規則第 13 条では、おおむね 6 年ごとに、あるいはへき地条件に著しい変更があった場合に指定及び級別区分を見直すこととなっており、平成 28 年度はその 6 年目に当たる。よって今年度、同施行規則に定める指定基準に基づき、地理的へき遠性や、自然的、経済的、文化的な諸状況を実態調査した上で、へき地学校等の見直しを行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

1 へき地手当等について

へき地手当は、へき地における教育の特殊事情に鑑み、へき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする「へき地教育振興法」に規定されている手当で、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する学校及び共同調理場に勤務する場合における、精神的な負担や生活の不便さに給与上対処し、このような学校にも優秀な職員を配置しやすくするため特に設けられたものである。

本県においては、静岡県教職員の給与に関する条例第13条の4、第13条の5、静岡県へき地手当支給規則（以下「へき地規則」という。）に基づいて支給されている。

2 規則改正の趣旨及び根拠

現行、へき地規則に定められているへき地学校等は、へき地教育振興法施行規則に則り実施した平成21年度の調査を基に、平成22年4月1日に指定されたものである。

同施行規則第13条では、おおむね6年ごとに、あるいはへき地条件に著しい変更があった場合に指定及び級別区分を見直すこととなっており、平成28年度はその6年目に当たる。よって今年度、同施行規則に定める指定基準に基づき、地理的へき遠性や、自然的、経済的、文化的な諸状況を実態調査した上で、へき地学校等の見直しを行った。これに伴い、平成28年4月1日付けでへき地規則の改正を行う。

3 改正概要

(1) 指定するへき地学校等（休校中の学校（2校）を除く。括弧内は共同調理場の数（外数））

へき地区分	支給率	改正前（現行）		改正後		改正後の所属数内訳	
		校数	職員数	校数	職員数		
3級地	16/100	2 (1)	17	2 (1)	17	新規	8 (1)
2級地	12/100	5	35	6	42	級地上がり	13 (2)
1級地	8/100	17 (2)	175	22 (3)	239	級地変更なし	27 (3)
準ずる学校	4/100	9 (1)	104	11 (1)	112	級地下がり	3
特別指定校	※	10 (1)	97	10 (1)	93	合計	51 (6)
合計		43 (5)	428	51 (6)	503		

※ 異動に伴う転居を条件に4/100（異動から5年）、2/100（6年目）を支給
支給額：（給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋扶養手当）×支給率

(2) 改正後のへき地手当支給額

97,012千円（現行支給額 78,848千円 改正による増額 18,164千円）

(3) へき地手当等の保障

今回の改正により、勤務する学校等の級地が下がった場合は、同校に引続き勤務する教職員のへき地手当も減額されることになる。この場合は、当該職員に対して、改正前のへき地手当に相当する額を保障額として支給する（へき地手当の属人保障）。

4 施行期日

平成28年4月1日

へき地学校等指定基準の算定要素

基準点数	へき地学校から各要素までの距離等による加算	駅・停留所・船着場
		旧総合病院
		病院
		診療所
		高等学校
		郵便局（簡易局を含む）
		市町教育委員会（支所等を含む）
		金融機関
		スーパーマーケット
		市の中心地
		県庁所在都市等の中心地
	島のへき地学校にかかる加算	本土からの距離
		月間航行回数
調整点数	生活環境等に係る加算	飲料水
		不健康地
		児童生徒の通学距離
		図書館・博物館
		教員数
		分校
	情報・通信の状況に係る加算	ブロードバンドサービス又は携帯電話
学校周辺状況に係る減算	学校所在地及び周辺自治体の人口規模による調整	

		級地変更前（平成22年規則改正）					
		3級地	2級地	1級地	準ずる学校	特別指定学校	指定外
級地変更後（平成28年規則改正）	3級地	井川中（静岡市） 井川小（静岡市） 井川学校給食センター（静岡市） 3箇所					
	2級地		初島中（熱海市） 初島小（熱海市） 梅ヶ島中（静岡市） 梅ヶ島小（静岡市） 峰山小（静岡市） 5箇所	城西小（浜松市） 1箇所			
	1級地			戸田中（沼津市） 戸田小（沼津市） 南伊豆中（南伊豆町） 南上小（南伊豆町） 玉川中（静岡市） 大川中（静岡市） 大川小（静岡市） 水見色小（静岡市） 春野中（浜松市） 水窪中（浜松市） 水窪小（浜松市） 佐久間中（浜松市） 佐久間小（浜松市） 龍小（浜松市） 気田小（浜松市） 戸田中学校共同調理場（沼津市） 春野学校給食センター（浜松市） 17箇所	賀茂中（西伊豆町） 賀茂小（西伊豆町） 南中小（南伊豆町） 清水中河内小（静岡市） 浦川小（浜松市） 賀茂給食センター（西伊豆町） 6箇所	本川根中（川根本町） 横山小（浜松市） 2箇所	※中藁科小学校小布杉分校（静岡市） 1箇所
	準ずる学校			伊久美小（島田市） 1箇所	井之頭中（富士宮市） 犬居小（浜松市） 2箇所	大賀茂小（下田市） 田子小（西伊豆町） 大河内中（静岡市） 大河内小（静岡市） 清水六原小（静岡市） 田子給食センター（西伊豆町） 6箇所	中川根中（川根本町） 本川根小（川根本町） 中央小（川根本町） 3箇所
	特別指定学校				西伊豆中学校（西伊豆町） 仁科小（西伊豆町） 2箇所	井之頭小（富士宮市） 三倉小（森町） 清水西河内小（静岡市） 3箇所	富士根北小粟倉分校（富士宮市） 人穴小（富士宮市） 中川根第一小（川根本町） 中川根南部小（川根本町） 玉川小（静岡市） 川根本町学校給食共同調理場（川根本町） 6箇所
指定外		※井之頭小学校根原分校（富士宮市） 1箇所	※中藁科小学校小布杉分校（静岡市） 1箇所			稲子小学校（富士宮市） 高根小学校上小林分校（富士宮市） 南伊豆東中学校（南伊豆町） 南伊豆東小学校（南伊豆町） 清水河内中学校（静岡市） 清水和田島小学校（静岡市） 清沢小学校（静岡市） 引佐北部中学校（浜松市） 引佐北部小学校（浜松市） 鏡山小学校（浜松市） 河内学校給食センター（静岡市） 11箇所	

※ 井之頭小学校根原分校、中藁科小学校小布杉分校…休校中のため指定外とする。

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

	所 在 地	学校・共同調理場名	級別区分
小学校	静岡市葵区井川708の1	井川小学校	3級
	熱海市初島219	初島小学校	2級
	静岡市葵区梅ヶ島1309の1	梅ヶ島小学校	
	静岡市葵区黒俣2741の16	峰山小学校	
	浜松市天竜区佐久間町相月2874	城西小学校	
	沼津市戸田883	戸田小学校	1級
	賀茂郡南伊豆町上賀茂80	南中小学校	
	賀茂郡南伊豆町下小野640	南上小学校	
	賀茂郡西伊豆町宇久須836の2	賀茂小学校	
	静岡市葵区水見色1040の3	水見色小学校	
	静岡市葵区日向853	大川小学校	
	静岡市清水区中河内2583の1	清水中河内小学校	
	浜松市天竜区熊2153	熊小学校	
	浜松市天竜区横山町547	横山小学校	
浜松市天竜区春野町気田603の1	気田小学校		
浜松市天竜区佐久間町半場50の1	佐久間小学校		
浜松市天竜区佐久間町浦川2819	浦川小学校		
浜松市天竜区水窪町奥領家2697の1	水窪小学校		
中学校	静岡市葵区井川1561の3	井川中学校	3級
	熱海市初島219	初島中学校	2級
	静岡市葵区梅ヶ島1309の1	梅ヶ島中学校	
	沼津市戸田875	戸田中学校	1級
	賀茂郡南伊豆町上賀茂744の1	南伊豆中学校	
	賀茂郡西伊豆町宇久須862の6	賀茂中学校	
	静岡市葵区落合840	玉川中学校	
	静岡市葵区日向876	大川中学校	
	榛原郡川根本町田代530	本川根中学校	
	浜松市天竜区春野町気田380の2	春野中学校	
浜松市天竜区水窪町地頭方366	水窪中学校		
浜松市天竜区佐久間町中部683の1	佐久間中学校		

共同調理場	静岡市葵区井川1113の2	静岡市立井川学校給食センター	3級
	沼津市戸田875	沼津市立戸田中学校共同調理場	1級
	賀茂郡西伊豆町宇久須836の2	西伊豆町立賀茂給食センター	
	浜松市天竜区春野町気田380の13	浜松市春野学校給食センター	

別表第2

	所在地	学校・共同調理場名
小学校	下田市大賀茂1429	大賀茂小学校
	賀茂郡西伊豆町田子1320	田子小学校
	静岡市葵区平野1850の3	大河内小学校
	静岡市清水区宍原919	清水宍原小学校
	島田市伊久美3690の1	伊久美小学校
	榛原郡川根本町上長尾1000	中央小学校
	榛原郡川根本町千頭1236の6	本川根小学校
浜松市天竜区春野町堀之内993の1	犬居小学校	
中学校	富士宮市猪之頭999	井之頭中学校
	静岡市葵区平野1850の66	大河内中学校
	榛原郡川根本町上長尾744	中川根中学校
共同調理場	賀茂郡西伊豆町田子1320	西伊豆町立田子給食センター

別表第3

	所在地	学校・共同調理場名
小学校	富士宮市粟倉1828	富士根北小学校粟倉分校
	富士宮市人穴362	人穴小学校
	富士宮市猪之頭168	井之頭小学校
	賀茂郡西伊豆町仁科184	仁科小学校
	静岡市葵区落合103の3	玉川小学校
	静岡市清水区西里143	清水西河内小学校
	榛原郡川根本町徳山100	中川根第一小学校
	榛原郡川根本町下長尾281	中川根南部小学校
	周智郡森町三倉740	三倉小学校
中学校	賀茂郡西伊豆町中753の1	西伊豆中学校
共同調理場	榛原郡川根本町青部字沢間原18	川根本町学校給食共同調理場

附則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の静岡県へき地手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1又は別表第2に掲げる学校又は共同調理場に勤務していた職員で、施行日以後引き続き当該学校又は共同調理場に勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）において改正後の静岡県へき地手当支給規則の規定によるへき地手当の月額（以下「新へき地手当の月額」という。）が施行日の前日における改正前の規則の規定によるへき地手当の月額（以下「旧へき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（この規則に基づくへき地手当の支給を受けないこ

ととなる者を含む。)については、施行日以後の新へき地手当の月額が当該職員に係る旧へき地手当の月額に達するまでの間(この規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後)、当該旧へき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

第 43 号議案

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針の策定

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針を別添のとおり策定する。

平成 28 年 3 月 7 日提出

静岡県教育委員会教育長

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針について

1 概要

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園では、それぞれの設置形態（公立・私立）、理念、地域の実態に応じ、子どもに対する教育・保育を実施
- ・ 各市町により、幼稚園、保育所等から小学校への接続の態様も異なっている

方向性のばらつき

○平成 26 年度までの就学前教育推進協議会での検討結果

「県の方針作成 → 幼児期の教育から小学校教育への接続に視点を置く」

- ・ 関係者間で「目指す子ども像」を共有し、幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続に向けて各市町における体制整備を推進するため、今後の取組について「方針（①子ども同士の交流活動、②合同の研修会、③情報の共有）」を作成

2 成果物

A 4 判用紙 20～30 ページ程度の冊子

3 配布先(予定)

静岡県内の公私立幼稚園、公私立保育所、公私立認定こども園、公私立小学校
各市町教育委員会、各市町幼児教育主管課
就学前教育推進協議会関係団体、関係各課 等 各 1 冊

4 項立て

はじめに

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針（全体像）

第 1 章 基本方針の策定について

1 概要

2 静岡県における幼児期の教育と小学校教育の接続期における現状

3 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の比較及び連携の意義

2 基本方針「子どもの健やかな学びを支えるために」

第 2 章 事例等

1 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の交流活動

— 島田市を例に —

2 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が合同で行う研修会

— 三島市を例に —

3 保育・授業の相互参観

— 磐田市を例に —

4 特別な配慮を必要とする子ども等のスムーズな就学に向けて

— 袋井市を例に —

5 幼児の自立を促すための保護者への働き掛け

— 参考モデル（幼稚園を例に） —

5 今後の予定

- (1) 3 月末までに印刷・製本、関係団体等への説明及び平成 28 年度以降の協力要請
- (2) 平成 28 年 4 月から幼児教育推進室（幼児教育センター）による方針の冊子配布、普及・啓発